

京都市教育委員会教育長訓令甲第11号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第3条第2項中「，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長」を削り，同条第4項中「及び生涯学習部家庭地域教育支援課長」を「，生涯学習部家庭地域教育支援課長及びマンガサミット企画推進課長」に改め，同条第13項中「，音楽高校改革推進・建設室長又は教員養成支援室長」を「又は音楽高校改革推進・建設室長」に改め，同条第14項中「地域教育専門主事室長又は」を削り，同条第15項中「担当課長補佐」を「課長補佐，担当課長補佐」に改め，同条第17項中「総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長」を「総合教育センター教員養成支援室長，総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長」に改め，「副室長」の右に「又は担当係長」を加える。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等を除く。），教育環境整備室長，小中一貫教育推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長，総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜

館長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長」を削り，「総合教育センターカリキュラム開発支援センター長」の右に「，総合教育センター教員養成支援室長」を加える。

別表校長及び園長の項第2号を次のように改める。

- (2) 所属教職員（校長及び園長含む。）の出張及び復命に関する事。ただし，校長及び園長については3日以上，所属教職員については7日以上，市外への出張及び復命に関する事を除く。

附 則

この訓令は，平成20年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）